

佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

議事案件

平成22年4月21日

佐嘉神社記念館 3階

目 次

	頁
議事 1 平成 21 年度主要事業の実績について	
(1) 要介護認定の見直しに係る検証・検討について……………	1
(2) 要介護等の認定に係る状況……………	4
(3) 介護保険給付費執行状況……………	4
(4) 介護保険料の賦課収納状況……………	4
(5) 介護サービス事業者に対する指導等の状況……………	4
議事 2 平成 22 年度重点事業について	
(1) 神埼市内における地域包括支援センターの設置について……………	5
(2) 高齢者要望等実態調査について……………	6
議事 3 地域包括支援センターの運営について	
……………	資料 2

議事 1 平成 2 1 年度主要事業の実績について

(1) 要介護認定の見直しに係る検証・検討について

昨年 4 月の要介護認定方法の見直しにより、各団体から厚生労働省に「軽度に認定されるのではないか」との指摘があったため、国において「要介護認定の見直しに係る検証・検討委員会」が設置され、検討が行われました。

検証・検討委員会における検証を踏まえ、昨年 1 0 月以降の申請分については、再見直しされた認定方法となりました。再見直し後の認定状況について、本年 1 月の検討会において、「昨年 4 月の見直しに伴う混乱については、ほぼ終息した」ものと判断されました（このため、検討会は終了しました。）。

*平成 2 1 年 1 0 月以降の本広域連合における要介護（要支援）認定状況
2 次判定における承認状況（1 次判定との比較）

対象期間	平成20年 4月 1日 ～ 平成21年 3月31日		平成21年10月 1日 ～ 平成22年 3月31日		前年度比
	件数	割合	件数	割合	
1 次判定承認	10,723件	72.2%	4,905件	73.4%	1.2%
判定変更 (介護度UP)	2,931件	19.7%	1,136件	17.0%	▲2.7%
判定変更 (介護度DOWN)	1,190件	8.0%	638件	9.6%	1.6%

参考

- 1) 平成 2 2 年 1 月 1 5 日開催された最終の検討会による検証
別紙 1
- 2) 平成 2 1 年 1 0 月以降の本広域連合における要介護（要支援）認定状況
別紙 2
 - (1) 1 次判定の状況
 - (2) 2 次判定の状況

平成 21 年 10 月からの要介護認定方法の見直しに係る検証について

- (1) 平成 21 年 7 月 28 日に開催された、第 3 回の要介護認定の見直しに係る検証・検討会では、昨年 4 月の要介護認定方法の見直しにより、非該当者及び軽度者の割合が増加したこと等を踏まえ認定調査員テキストを修正し、修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知すべきとした。
また、厚生労働省に対し、見直し後の要介護認定の実施状況について、本検証・検討会に報告するよう求めた。
- (2) 本検証・検討会の指摘を受けて、厚生労働省において、認定調査員テキストが修正され、市町村への情報提供や調査員等に対する研修が行われた上で、昨年 10 月より市町村等において新たな方法による要介護認定が開始された。今回、その実施状況について、厚生労働省から報告があった。
- (3) まず、昨年 4 月から 9 月までに新規に要介護認定申請を行い、非該当者となった方等に対し、市町村から再申請等を勧奨した結果、より適切な要介護認定となった。
4 月からの見直しで影響があった方に対し、厚生労働省、自治体等の適切な連携により、迅速な対応が図られ、要介護認定の現場が概ね安定したことについては、一定の評価ができる。
- (4) 次に、要介護認定のバラツキについては、全体的に相当程度小さくなっていることから、平成 21 年 4 月以降の見直しによって、要介護認定のバラツキを抑えるという制度改正の目的は一定程度達成できたと考えられる。
- (5) ただし、要介護度別の分布については、昨年 4 月からの見直しと比べると非該当者及び軽度者の割合は大幅に減少し、概ね同等の分布となったものの、過去 3 年と比べて一部の軽度者の割合が若干大きくなっていることも事実である。
- (6) 本検証・検討会としては、これらの結果や、特記事項の活用が不十分であると思われる状況などを踏まえ、厚生労働省に対し、今後、各自治体等においてより充実した研修が実施されるよう対応を徹底するとともに、認定調査及び介護認定審査会における特記事項の活用について改めて周知することを求めたい。
- (7) 以上により、平成 21 年 4 月に行われた要介護認定の見直しに伴う混乱については、ほぼ終息し、本検証・検討会の目的は概ね達成できたものと判断し、本検証・検討会は、今回で終了することとする。
- (8) なお、今後の要介護認定のあり方等については、介護保険制度全般の見直しに向けた議論の方向性を待って、公開の場で議論を進めていくことが適当である。

別紙 2

2) 平成21年10月以降の本広域連合における要介護（要支援）認定状況

(1) 1次判定の状況

		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成20年度 (認定日) H20.4.1~H21.3.31	認定者数	1,014	3,469	4,073	1,547	1,925	1,440	1,376	14,844	
	比率	6.8%	23.4%	27.4%	10.4%	13.0%	9.7%	9.3%		
平成21年度 (申請日) H21.4.1~H21.9.30	認定者数	820	1,390	699	724	641	916	527	7,208	
	比率	11.4%	19.3%	9.7%	10.0%	8.9%	12.7%	7.3%		
平成21年度 (申請日) H21.10.1~H22.3.31	認定者数	319	1,159	843	789	806	906	490	6,679	
	比率	4.8%	17.4%	12.6%	11.8%	12.1%	13.6%	7.3%		
4月~9月申請分と前年度の比較		4.5%	▲4.1%	2.9%	▲0.4%	▲4.1%	3.0%	▲2.0%		
10月以降申請分と前年度の比較		▲2.1%	▲6.0%	5.7%	1.4%	▲0.9%	3.9%	▲1.9%		

(2) 2次判定の状況

		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成20年度 (認定日) H20.4.1~H21.3.31	認定者数	307	3,243	2,064	2,388	2,036	2,116	1,442	1,248	14,844
	比率	2.1%	21.8%	13.9%	16.1%	13.7%	14.3%	9.7%	8.4%	
平成21年度 (申請日) H21.10.1~H22.3.31	認定者数	74	1,194	993	1,300	900	890	748	580	6,679
	比率	1.1%	17.9%	14.9%	19.5%	13.5%	13.3%	11.2%	8.7%	
前年度比		▲1.0%	▲4.0%	1.0%	3.4%	▲0.2%	▲0.9%	1.5%	0.3%	

(2) 要介護等の認定に係る状況

参照 資料1 1ページ

(3) 介護保険給付費執行状況

参照 資料1 4ページ

(4) 介護保険料の賦課収納状況

参照 資料1 7ページ

(5) 介護サービス事業者に対する指導等の状況

参照 資料1 9ページ

議事 2 平成 22 年度重点事業について

(1) 神埼市内における地域包括支援センターについて

平成 18 年度から地域支援事業が創設され、そのうち包括的支援事業は、「地域包括支援センター」により実施されています。

地域包括支援センターは、地域における高齢者保健福祉の中核的な拠点であり、関係機関との協力、介護予防事業との連携等が必要であることから、各構成市町を単位とした設置となっています。しかし、地域によっては、その機能が十分に発揮されないため、佐賀市、小城市及び神埼市においては民間法人の活力を活用した複数のセンター設置としています。

このうち、神埼市において、神埼市役所の各庁舎における担当行政区域に合わせた担当地区等の変更等を行っています。

新体制

(人口は、平成 22 年 1 月 31 日時点)

地域包括支援センター名称	委託法人 (社) …社会福祉法人	担当地区 (小学校区)	職種 (常勤専従)			65 歳以上人口 (人)	人口 (人)
			保健師	社会福祉士	主任ケアマネ		
神埼市地域包括支援センター	神埼市	神埼、西郷、仁比山	2	1	1	4,428	19,518
神埼市北部地域包括支援センター	(社)守屋福祉会	脊振	1	—	—	619	1,882
神埼市南部地域包括支援センター	(社)真栄会	西部、中部、東部	1	1	1	3,050	12,213

旧体制

(人口は、平成 20 年 8 月 1 日時点)

地域包括支援センター名称	委託法人 (社) …社会福祉法人	担当地区 (小学校区)	職種 (常勤専従)			65 歳以上人口 (人)	人口 (人)
			保健師	社会福祉士	主任ケアマネ		
神埼市地域包括支援センター	神埼市	神埼、西郷	1	1	1	3,054	14,197
神埼市北部地域包括支援センター	(社)佐賀整肢学園 (社)守屋福祉会	脊振、仁比山	1	—	1	1,944	7,339
神埼市南部地域包括支援センター	(社)真栄会	西部、中部、東部	1	—	1	2,979	12,222

(2) 高齢者要望等実態調査について

1 事業の趣旨

介護保険法第117条に基づき、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画の策定を平成23年度に行う。策定は、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービスの需要を把握するものとされており、要介護者等の実態に関する調査が必要であるため、本広域連合は、高齢者要望等実態調査を平成22年度に実施することとしている。

2 事業の概要

高齢者を次の表の対象区分ごとに、調査内容、調査方法を考慮し、関係機関に調査委託を行い、実施する。実態調査は、県下一斉で行う必要があり、調査内容及び調査時期は、県内介護保険者で組織する佐賀県介護保険制度推進協議会で決定する。

同協議会で、調査基準日を7月1日と決定し、調査項目を検討していたが、厚生労働省から、大きな変更点が示されたため、実施時期を、本年秋以降に延長し、調査項目の検討を再度行うことを同協議会で決定している。

3 厚生労働省が示した変更点

厚生労働省が3月5日に開催した会議で、第5期計画の策定にあたっては、地域包括ケアの推進を図るため、地域や高齢者の課題等をよりの確に把握する手法として、新たに「日常生活圏域ニーズ把握手法」を取り入れること、また、その具体的な手法は、今秋に示される予定としていることが、示された。

なお、詳細は明らかになっていないが、対象者の抽出条件や調査項目が大きく変わるものと考えられる。

調査対象者区分		人数	抽出率	予定件数	調査委託先
在宅者	要支援	3,876人			
	利用者	2,931人	40%	1,172件	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所
	未利用者	945人	40%	378件	構成市町の民生委員等
	要介護	7,070人			
	利用者	5,688人	40%	2,275件	居宅介護支援事業所
	未利用者	1,382人	40%	553件	構成市町の民生委員等
施設入所者		2,779人	40%	1,112件	入所施設
特定高齢者		1,019人	40%	408件	構成市町の民生委員等
一般高齢者（上記以外）		66,673人	8%	5,334件	構成市町の民生委員等

人口は平成21年8月31日現在

(参考)

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(抄)

3 要介護者等の実態に関する調査の実施

市町村介護保険事業計画は、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービスの需要を把握した上で、作成するものである。このため、市町村は、要介護者等の実態に関する調査を行うことが必要である。また、都道府県は、要介護者等の実態に関する調査が当該都道府県の区域内で統一的に行われるよう、市町村に対する助言に努めるとともに、都道府県が指導監督等を行うものとされている病院、診療所、介護老人保健施設等の利用者に関する調査について、関係者相互間の連絡調整を含め、積極的に協力することが必要である。

なお、介護給付等対象サービスの供給についても、市町村は、都道府県と連携して、これを把握することが必要である。

別表第1 (市町村介護保険事業計画において定める事項)

- 1 市町村介護保険事業計画の目的及び特色
- 2 市町村介護保険事業計画の作成のための体制
- 3 要介護者等の実態に関する調査**
- 4 被保険者の現状**
- 5 各年度における被保険者の状況の見込み
- 6 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 7 介護給付等対象サービスの現状
- 8 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 9 介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 10 市町村介護保険事業計画の作成の時期
- 11 市町村介護保険事業計画の期間及び見直しの時期
- 12 市町村介護保険事業計画の達成状況の点検
- 13 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項

参考 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料抜粋

(平成22年3月5日厚生労働省老健局により開催)

4. 第5期介護保険事業(支援)計画について

(1) 第5期介護保険事業(支援)計画の策定に当たっての留意点について

○ 第5期介護保険事業(支援)計画(以下「第5期計画」という。)の作成については、今後、国が示す基本指針等を踏まえ、各市町村・都道府県において、高齢者の実態把握や給付分析等の準備作業から、平成23年度末頃の決定・公表に至るまでの間、様々な作業を進めていただくこととなる。

○ 第5期計画の策定に当たっては、まず、

- ① 介護従事者処遇改善臨時特例交付金による第4期保険料の軽減効果、
- ② 介護給付費準備基金の取崩しによる第4期保険料の軽減効果、
- ③ 第4期から第5期までの自然増

等の各種要因を勘案し、より精緻な事業量等の見込みを行っていただきたい。

(2) 地域包括ケア(地域における介護・医療・福祉の一体的提供)の推進について
(第5期計画の充実強化)

○ 第3期計画以降は、

- ①急速な高齢化の進展(特に、独居高齢者、認知症の高齢者の増加等)、
- ②高齢者像と地域特性の多様化等、

高齢者の保健医療福祉を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、医療、生活支援サービス、住まいの4つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、取り組んでいただいているところであり、引き続き、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられる第5期計画の取組に当たっては、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて継続的に取り組むことが必要である。

○ この「地域包括ケア」とは、高齢者の生活を地域で支えるために、必ずしも介護保険の保険給付だけでは十分ではないことから、まず高齢者のニーズに応じ、①住宅が提供されることを基本とした上で、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、②独居や夫婦二人暮らしの高齢者世帯、或いは認知症の方がいる世帯に対する緊急通報システム、見回り、配食等の介護保険の給付対象でないサービス、③介護保険サービス、④在宅の生活の質を確保する上で必要不可欠な医療保険サービスの4つを一体化して提供していくという考え方である。

○ しかしながら、「地域包括ケア」を推進するに当たっては、①地域課題、②地域資源の状況、③高齢化の進展状況等、各市町村によって、それぞれ状況が異なることから、各市町村の実情に応じて優先的に取り組むべき重点事項を、各市町村等が判断のうえ選択して第5期計画に位置づけられるようにする等、段階的に介護保険事業(支援)計画の記載内容を充実強化させること等も現在検討しているところであり、成案が得られ次第、順次、お示しすることとしている。

(3) よりの確に地域生活の課題等を把握する手法（詳細な生活実態調査）の導入について

○ この「地域包括ケア」推進の前提として、地域やその地域に居住する高齢者ごとの課題の的確な把握、具体的には、

①どこに、

②どのような支援を必要としている高齢者が、

③どの程度生活しておられるのか、

等をよりの確に把握することが重要である。

○ このようなことから、本年1月15日の全国厚生労働関係部局長会議でお示したとおり、国としても、第5期計画等を策定するに当たり、介護サービス等提供量見込みの算出に伴う地域や高齢者の課題等をよりの確に把握するための手法等（以下「日常生活圏域ニーズ把握手法」という。）について検討しているところであり、現在、先行的に複数の保険者でモデル事業を実施しているところである。

○ なお、多くの地方自治体におかれては、従来方式による高齢者アンケート調査を既に平成22年度中に予定し予算計上を行っていただいていると承知しているが、第5期計画の策定に当たっては、この日常生活圏域ニーズ把握手法により、地域や高齢者の課題等をよりの確に把握していただきたいと考えている。今後、モデル事業の実施結果等を踏まえ検討を行い、日常生活圏域ニーズ把握手法について本年秋頃にお示しする予定であるので、この手法を用いて調査を実施していただきたいと考えている。